

[ 啓発コーナー ]

# インターネットやSNSなどでの 怪しいもうけ話にはご用心!!

簡単な仕事で必ず儲かる!月収100万も夢じゃない!  
などの、うまい話には、十分注意しましょう!!

## 【こんな相談増えています】

SNSで友達登録した人から、「1日で10万円稼げる副業がある。」というメールが来た。簡単な作業で案に稼げると書いてあったので、インターネットで1万円の教材を買った。数日後、業者から電話があり、90万円のコースを勧められ、一旦は断ったが、途中でやめても返金すると押し切られ、ローン契約をした。さらに、後日、85万円の契約を威圧的に迫られ、現金で支払った。全力でサポートすると契約書に記載があったが、実際には全くサポートはなく、言われたとおりに作業しても、全くもうからない。業者に解約と返金を求めたが断られた。



**お金を稼ぐ方法などの情報(情報商材)を紹介する業者は、簡単に高収入を得られることを強調する広告や宣伝を行っています、簡単にもうかる、うまい話は、絶対にありません!!**

- ★情報商材は契約前に中身を確認することができません。少しでも怪しいと思ったら、安易に業者に電話することは避けましょう。
- ★高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。
- ★「返金保証」などを安易に信用して、高額なクレジット決済やローンを組んだりしないようにしましょう。
- ★少しでも不安に思ったり、トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

**消費者ホットライン ☎188(いやや!)**

## 引っ越しの際のトラブルにご注意ください。

この春、新しい生活を始める方もたくさんいらっしゃることでしょ。そこで、今号では、引っ越しについて、気を付けるポイントをお教えます。

### 契約前

- 複数の業者から見積もりを取りましょう。
- 梱包や荷ほどこなどのサービスの有無についても確認しましょう。
- 荷物の破損・紛失や解約する際の条件等についても確認しましょう。
- 引っ越し業界の人手不足で、希望の日時での引っ越しが難しい場合がありますので、早めに予約をするようにしましょう。

### 引っ越し当日

- 引っ越し作業中に荷物や壁などに傷を付けられた場合は、その場で、業者に申し出ましょう。
- 早めに荷ほどこを行い、荷物の一部が紛失したり壊れてしまっていた場合は、荷物の引き渡しから三か月以内に申し出ましょう。

### 賃貸住宅を退去する時

- 退去時の原状回復について、トラブルにならないためのポイント  
(「原状回復をめぐるガイドライン」国土交通省)



#### 貸主の負担

- 建物、設備等の自然劣化
- 借主の通常の利用により生ずるもの

#### 借主の負担

- 借主の故意過失などの通常の使用方法を超えた使用による汚損等

## ちょっと待って! その契約「相談コーナー」



### スマートフォントラブル

#### 相談事例

- スマートフォンを解約。解約した月は割引が適用されず、月額料金も日割りではなかった。不満。
- スマートフォンの契約時、もらえると聞いていたタブレット端末が、実は割賦販売契約になっていた。説明と違う。

#### センターからのアドバイス

- 割引サービスの内容や解約時にかかる料金などについて、よく確認しましょう。
- 契約時の説明と実際の契約内容が違っていた場合は、すぐに事業者申し出ましょう。
- 不安なときや困った時は、早めに消費生活センターに相談しましょう。



### 水漏れ修理トラブル

#### 相談事例

水道の蛇口から水滴が漏れるようになり、妻がチラシを見て水道業者に電話をかけた。点検してもらおうと、水漏れ以外にも工事が必要と言われ、妻は言われるままに次々と契約書にサインをしてしまった。見積もり金額が相場よりも高額なため、納得がいかない。

#### センターからのアドバイス

水漏れの工事は、現場の状況次第で必ずしも広告の表示や説明どおりの金額で依頼できるとは限らないので注意しましょう。また、業者によってサービス内容や料金は異なるため、複数業者から見積もりを取るなど、業者の選定は慎重に行いましょう。水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておく、慌てずに対処することができます。

## 私たちの消費が未来を変える

私たちが消費している商品(物)の背景について考えることはとても大切なことです。世界には、地球温暖化や熱帯雨林の伐採などの環境問題、開発途上国の労働者の人権問題、貧困問題など様々な社会問題があります。

日本のGDP(国内総生産)546.5兆円のうち54%を家計消費が占めています。

私たちの消費行動が、社会や経済に与える影響は決して小さくありません!

そこで注目されているのが「エシカル消費」です。

### 「エシカル消費」で応援!!

GDPに占める家計消費の割合



エシカル=倫理的・道徳的  
「エシカル消費」とは人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

#### できる範囲で取り組んでみましょう!

- エコ商品、リサイクル商品を選ぶ
- 寄付つき商品を選ぶ
- フェアトレード商品を選ぶ
- 地産地消、被災地商品を選ぶ 等



## [お知らせコーナー]

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

## 消費者ホットライン ☎188(いやや!)

### 各地域の相談窓口のご案内

● 延岡市消費生活センター	☎0982-22-7056	月～金 8:30～17:15
● 日向地区広域消費生活センター	☎0982-55-9111	月～金 8:30～17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎0983-23-2110	月～金 8:25～17:10
● 宮崎市消費生活センター	☎0985-21-1755	月～金 8:30～17:00
● 日南串間消費生活センター	☎0987-23-4390	月～金 9:00～16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎0984-23-1179	月～金 9:00～16:00
● 都城市消費生活センター	☎0986-23-7154	月～金 9:00～16:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎0986-52-0999	月～金 9:00～16:00

### 宮崎県消費生活センターのご案内

来所される場合は必ず事前にお電話ください。

● 宮崎県消費生活センター	☎0985-25-0999	月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎0982-31-0999	

※尚、平成31年3月29日までは月～金は9:00～19:00 ※終了時刻の30分前までにお電話ください

## 出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

### テーマ

- くらしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、注意を呼びかける「出前講座」を行っています。職場の研修や高齢者クラブ、自治会、PTA、学校など県内どこへでも伺います。詳しいことは、お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

【消費生活センター】

☎0985-32-7171

【都城支所】

☎0986-24-0998

【延岡支所】

☎0982-31-0998

### 消費者教育コーナー新設のご案内

県消費生活センターのホームページに、消費者教育コーナーを設けています。教材や実践事例などの資料を掲載していますので、消費者教育に携わっていらっしゃる方、興味のある方は、是非一度、ご覧ください。

### 宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのあり?

検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)

